

令和6年 第2回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月28日 (水) 9時30分～11時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (8 人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義
4. 欠席委員 (2 人) 4番 安田 元信 9番 井野内 由美子
5. 欠員委員 (0 人)
6. 出席最適化 (5 人)
推進委員 幸森 秀樹 松本 邦彦 白木 洋 染田 通明 金丸 基治
7. 議案日程
報告第 3号 農地の利用権設定及び転用届出の件について
報告第 4号 農地賃貸借の合意解約について
議案第 1号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 2号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 3号 農地の所有権移転及び転用申請の件について
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第19条
(農用地利用集積計画の公告：所有権移転)の件について
議案第 5号 農用地利用集積計画案について
議案第 6号 中村地区地域計画(案)について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。
今日の出席議員8名で、議事録署名委員は10番委員と2番委員です。
よろしくお願い致します。
『報告第3号 農地の利用権設定及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第3号 農地の利用権設定及び転用届出の件について説明致します。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理した事を報告します。申請件数1件の1筆です。申請番号1、場所は庵川西2丁目、両地目とも田、面積は402㎡です。個人住宅としての利用を目的とした無償での貸借です。4頁をご覧ください。庵川西近隣公園の北東方向に申請農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に、『報告第4号 農地賃貸借の合意解約について』を議題とします。

議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第4号 農地賃貸借の合意解約について説明致します。議案書の5頁をご覧ください。農地法第18条の通知を受理した事を報告致します。こちらは農地法第3条に基づき賃貸借契約を締結している農地について、双方の合意により契約を解約する手続きとなっております。記載のとおり、申請2件の2筆です。申請番号1、場所は大字川内字樋ノ本の1筆で、両地目とも田、面積は1,555㎡です。申請番号2、場所は同じく大字川内字樋ノ本の1筆で、両地目とも田、面積は3,039㎡です。7頁をご覧ください。国道388号線沿いの丸口バス停の南東方向に申請農地があります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第1号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の8頁をご覧ください。申請件数6件の19筆です。申請番号1、場所は大字庵川字牛綱の1筆で、両地目が田、面積が740㎡です。増反による有償の所有権移転です。申請番号2、場所は大字川内字総図の4筆で、両地目とも田、面積は合計で2,868㎡です。土地の交換による所有権移転です。申請番号3、場所は大字加草字中村の1筆で、両地目とも畑、面積は32㎡です。増反による有償の所有権移転です。申請番号4 場所は大字加草字中村の1筆で、両地目とも畑、面積は133㎡です。相手方の要望による有償の所有権移転です。申請番号5、場所は大字加草字小田が1筆、大字加草字馬渡の4筆で、両地目とも畑、面積は合計で2,076㎡です。相手方の要望による有償の所有権移転です。申請番号6、場所は大字川内字神舞水流が4筆、大字ウバガ谷が2筆、大字川内字鍵山が1筆で、両地目とも田が5筆、両地目とも畑が2筆で、面積は合計で7,360㎡です。贈与による無償の所有権移転です。12頁をご覧ください。新川橋右岸のハウス団地付近に申請番号1の農地があります。14頁をご覧ください。三ヶ瀬地区多目的研修集会施設の南方向へ進み、三ヶ瀬川の左岸に申請番号2の農地があります。16頁をご覧ください。中村公民館の南方向に申請番号3の農地があります。18頁をご覧ください。中村公民館の東側に申請番号4の農地があります。20頁をご覧ください。中村集落の北方向、川を挟んで対岸に申請番号5の農地があります。申請番号6の農地は数頁に掲載してあります。22頁をご覧ください。神舞集落の南東方向に2筆の申請農地があります。25頁をご覧ください。神舞公民館の南東方向に4筆の申請農地があります。27頁をご覧ください。神舞集落の西方向に1筆の申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

金丸推進委員

推進委員の金丸です。2月20日に安田主査の案内の元、藤本委員、安田委員、私の4名にて現地確認を行いました。譲渡人は、労力不足による譲渡という事です。譲受人は、ハウスと水稲の複合農家です。庵川ハウス団地内の地図でいう一番下にあるハウスの前に申請農地があります。現況につきましては、既に早期水稲の準備がされております。譲渡人と譲受人は隣人関係でもあり、問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。当事者の5番委員は離席をお願いします。

幸森推進委員

推進委員の幸森です。2月20日に岡田係長案内の元、井野内委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は、三ヶ瀬の本田商店から県道の方に600m程進み左折した所に農地があります。歪な現況ですが、大小の面積4筆が合わさっています。昨年の水害で堤防を越えて田に水が流入しましたが、現在は水稲が作付けできる様になっており、現在は譲受人の方が耕作をしている状況です。譲受人と譲渡人は親戚関係にあり双方で話し合い、水田と山林の交換という事で所有権移転になっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。申請番号2についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。当事者の5番委員が着席します。次に、申請番号3について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。2月22日に岡田係長の案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、中村公民館南側で、現況は休耕地です。譲受人の購入希望もあり、問題なく所有権移転申請になっています。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。申請番号3についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号4・5について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。2月22日に岡田係長の案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。申請番号4、場所は町道中村線の2車線が切れた所にあり保全管理をしている現況です。譲渡人は、県外在住であるため維持管理が困難と判断し、農業希望をしてる譲受人と話し合いを進め、問題もなく所有権移転の申請になっています。続いて、申請番号5、場所は中村ダム手前の少し奥まった馬渡で、現況は休耕地状態です。譲渡人は、申請番号4の所有者と同じで、維持

染田推進委員 管理は困難なため、農業をやりたい方に譲りたいという希望で、近隣で農業を営んでいる譲受人との話し合いで円満な形での所有権移転申請となりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。申請番号4・5についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号6について推進委員のご意見を伺います。

幸森推進委員 推進委員の幸森です。2月20日に岡田係長案内の元、井野内委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は、更生橋を渡り右折し町道を神舞集落の方に進むと7筆が点在しています。水稻の作付がされている所があったり、休耕している所もありましたが、管理は十分にしている状態です。譲渡人と譲受人は親子関係であり父から子へ無償での所有権移転申請になっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。申請番号6についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に『議案第2号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の28頁をご覧ください。現況証明願いがあったので審議を求めます。申請件数1件の7筆です。申請番号1、場所は大字川内字谷波帰の7筆で、全筆両地目とも田、面積は合計で2,402㎡です。判定地目は山林原野、利用状況は原野です。30頁をご覧ください。国道388号線の谷波帰バス停から西方向に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

幸森推進委員 推進委員の幸森です。2月20日に岡田係長案内の元、井野内委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は、小松地区を過ぎて笠原地区との間の山手の方で、地目は田になっていますが、見たところ10年以上活用されていない放棄地の状態です。鳥獣の被害とか雑草とかで原野化になっています。所有者は高齢のため、活用が難しいとのことで、非農地証明願いをされています。ご審議の程、よろしく申し上げます。

兒玉委員 この案件について確認をさせてください。7筆のうち3筆は農振地域になっていると思いますが、農振地域でも非農地にできるのでしょうか。農振地域は非農地証明はできないと認識しています。

事務局 農振の中で、非農地証明の申請があった場合には、現地に行き現状が休耕状態が続いている状況であれば、農政係が農振を解除する手続きを随時、対応していると聞いています。その際は、どちらが先とかではなく、農業委員会の方で非農地証明願いが出ているのを判断材料の一つとして農振を解除する対応をしていると聞いています。今回の議案では、農振の筆があるをご指摘なんですけど、これについては農政係と情報共有をしまして、農業委員会として非農地として判断・了承するという事になりましたら、その旨を農政係の方に伝えて農振を解除していくという見直しを行っていく手順になります。

児玉委員 もし、この農振地域内で非農地証明が議決されたら、隣は農振、隣は非農地という状況になりますが、個人個人で空き地になっているからとの理由で申請があった時に、筆ごとで点々としていても、農業委員会では許可するということになるんでしょうか。

藤本委員 ここは、圃場整備した区域になりますか。過去に、農振を解除と共に非農地判断を行っていた所があれば、次回でよいですので事例を教えてください。

児玉委員 農振地域は、農地を守る法なのでこのようなのはいかがなものかと思います。

事務局 農振地域一帯に部分的に非農地にするのはどうかとご指摘ですが、農振ではない4筆だけ非農地ということにして、残りの3筆は継続審議ということによろしいですか。

議長 農振地域ではない湿田の4筆だけ現況証明を出すということにしますか。

児玉委員 残り3筆は却下でいいんじゃないでしょうか。3筆に関しては今現在の状況では、周りに耕作してある所がある以上は、非農地にすると近隣の耕作者に迷惑をかける事にもなるので、近々に非農地にする必要はないと思います。

藤本委員 農振地域の真ん中に非農地があるというのも、不自然であると思います。

議長 それでは決を取りたいと思います。農振ではない4筆は現況証明を出す、農振地域内の3筆は却下とします。賛成の方举手願います。全員賛成です。
次に『議案第3号 農地の所有権移転及び転用申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地の所有権移転及び転用申請の件についてです。議案書の31頁をご覧ください。農地法第5条の許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の1筆です。無償での所有権移転です。場所は、大字加草字長峰の1筆で登記簿地目は畑で、現況地目は宅地、面積は128㎡です。転用事由は、住宅用地となって

事務局	います。33頁をご覧ください。中村集落の南側、中村乗合タクシー乗り場の南に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。2月22日に岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名で現地確認を行いました。場所は、加草神社の近くで現況は宅地の状態です。譲渡人は、申請農地の近くに住んでおり、今回息子さんに渡したいという事で無償での所有権移転の申請が出ています。ご審議の程、よろしく願います。
議長	説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。 特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。 次に、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の広告：所有権移転)の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の広告：所有権移転)の件についてです。34頁をご覧ください。農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数2件の2筆です。権利種別は、所有権移転となります。申請番号1、場所は大字加草字楠本の1筆で有償の所有権移転です。両地目とも田で、面積は808㎡です。35頁をご覧ください。申請番号2、場所は大字加草字中村の1筆で、無償の所有権移転です。両地目とも畑で、面積は86㎡です。37頁をご覧ください。中村集落の南側、ハウス団地の中に申請番号1の申請農地があります。39頁をご覧ください。中村公民館の北西方向に申請番号2の申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。当事者の2番委員は離席をお願いします。
染田推進委員	推進委員の染田です。2月22日に岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、中村集落のビニールハウス団地の地で、現在は譲受人の方は、賃貸契約にてトマトハウスを経営しています。以前より譲渡人の希望もあり、円満な形で話しも進み問題もないと思われれます。ご審議の程、よろしく願います。
議長	説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。 特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。 次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。2月22日に岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、中村公民館の近くで、譲渡人が県外在住

染田推進委員

であるので、農業をやりたい方に譲りたいとの希望で今回、円満な形にて所有権移転申請に至りました。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。申請番号2についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。

議長

当事者の2番委員が着席します。次に、『議案第5号 農用地利用集積計画案について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農用地利用集積計画案の件についてです。40頁をご覧ください。上井野地区で、平成31年から農地中間管理機構を経由して農地の賃貸借を行っているところです。貸借内容は、更新又は変更を行おうとしているところで、審議を求めます。資料は農地の借主登記上は受人という形で書いていますが、受人ごとに申請番号をつけさせて記載をしておりますが、件数が非常に多いので説明は一括で行っていききたいと思います。農地の所有者(渡人)ですが、こちらは全部で12名います。農地は69筆、面積は46,066㎡となります。貸借の期間は、令和6年4月1日から5年間となっております。無償での貸借となっております。渡人に亡くなっている方が居ますが、相続人の二分の一以上から同意を得ることにより、貸し借りが可能になっています。52頁をご覧ください。西門川活性化センター東側に申請農地があります。54頁をご覧ください。神舞地区の方に北西方向に申請農地があります。56頁をご覧ください。神舞地区の西側に申請農地があります。58頁をご覧ください。神舞集落から、五十鈴川を挟んで国道388号線沿いの神舞バス停周辺に申請農地があります。60頁をご覧ください。先程の場所から更生橋方面の388号線沿いに申請農地があります。62頁をご覧ください。西門川郵便局の方から東の方向及び北東方向に申請農地があります。64頁をご覧ください。国道388号線小切畑バス停周辺に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

幸森推進委員

推進委員の幸森です。2月20日に岡田係長案内の元、井野内委員、私の3名にて現地確認を行いました。中間管理機構との契約更新等になっております。今回は、全地域把握はできなかったですが、水田が67筆畑が2筆の4丁6反くらいです。小切畑から上井野、神舞集落まで点在しています。今回は、ほぼ全地域に作付けがされており問題はないと思います。気になったのは、地主の方が亡くなっており、申請はできたのですが、4月から相続登記が義務化になるので、その変更などの声掛け等は視野に入れながらやっていきたいと思っております。借受の方は決まっているので、作付けなどの問題はないです。問題なのは、今回更新ができなかった1丁5反くらいの土地が耕作放棄されている所があります。2年くらい前から、放棄地になっているので、里づくり組合の方で、今年は水田の草刈りをやりたいと思っています。畔も猪の被害とかで2年も放置をするとこの様な状況になるというのを心配しております。里づくり組合が中心になって、作付けをしていけるように話し

幸森推進委員

合いをしています。ご審議をお願いします。

議長

説明が終わりました。ご意見はございませんか。

藤本委員
幸森推進委員

神舞水流地域は結構広いですが、何名くらいで耕作をしているのでしょうか。地主の方は40名くらいで、作付けをしているのは半数くらいです。中間管理機構を通して農地を借りて手分けして作付けをしていると思います。

議長

他にご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に『議案第6号 中村地区地域計画(案)について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 中村地区地域計画(案)についてです。別紙をご覧ください。中村地区において、地域の農業者の方と地域計画についての協議を行ったところ。関係機関の方から、地域計画(案)についての意見の聞き取りを行うこととされているので、議案にあげさせていただきました。資料に基づいて、主な点を説明させていただきます。目標年度は、10年後の令和15年度を目標として計画を進めているところです。今回対象となるのは中村地区ということです。地区の農用地の面積ですが、農振地域のうち、農地の面積が26.7haです。資料1頁の(3)地域における農業の将来の在り方のところですが、目標としまして、担い手への農地の集積・集約化を進める。畜産の飼料高騰対策として肉用牛の粗飼料の生産を推進する。という事を将来の在り方としています。資料1頁の2担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、現在、中村地区における農業の担い手の方の集積率は47.1%ですが、将来的には80%にまで上げるのを目標値として定めています。2頁目には、目標を達成するためとるべき必要な措置として、農業委員、農地相談員等との調整とか、農地バンクを通じての農地の賃貸借等を具体的な手段としてあげています。最後の頁に、氏名は伏せていますが、中村地区の農業を担う者一覧表があります。業種ごとに地図の色分けをしています。A~Eの青色は肉用牛農家、F~Kのオレンジ色は施設園芸、L~Xの緑色は水稲、Yの白色は養鶏農家、Zの黄色は水稲となっています。次に地図を見ながら説明していきます。令和15年度の目標地図になります。オレンジ色は、施設園芸になります。こちらはハウス施設になり、現在と大きな変動はないと思います。畜産農家の方は、飼料作を作付けしている所は青色で、水稲は緑色で、黄色の部分は、仮称で中村営農組合というのを作りまして、水稲農家の方、畜産農家で飼料作物を作付けする方などで黄色の部分を作っていければと思っております。具体的にはどちらの業種の方が作っていくかは現時点では決められないので黄色く示しています。灰色の部分は、農地の条件が良くない所で受け手が見つからなく未定としています。以上が簡単ではございますが、地域計画(案)でございます。ご審議願います。

議長

説明が終わりました。ご意見はありませんか。

藤本委員 アンケート結果を元に地域計画を作っているんですか。

事務局 アンケート結果を元に作成しています。

藤本委員 回答率は何パーセントですか。

事務局 60%以上は、回収する様に各地区アンケート調査を行っています。

藤本委員 60%以上回収で、1頁目の農用地の面積はどうやって数字を出したんですか。

事務局 こちらは、アンケートの利用意向についての回答をいただいたのでその結果を元に面積数をだしています。

藤本委員 地域計画(案)は、町全体でなのか部分部分で県に提出するのか。

事務局 今のところ、どちらの方法で提出するのかはまだ決まっています。

議長 説明が終わりました。この件についてご意見はございませんか。
特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。
以上を持ちまして、令和6年第2回農業委員会定例総会を閉会します。

議事録署名人

10番委員

金丸幸子

2番委員

津島伊佐雄